

## 通 知 書

2025年12月4日

株式会社講談社  
FRIDAY 事業部  
部長 高橋 宏治 殿

保 坂 展 人

〒156-0043  
東京都世田谷区松原6-26-15 つるやビル201  
保坂のぶと事務所

2025年10月27日付「回答書」（以下「回答書」といいます。）を受け、  
次の通り御通知いたします。

### 1 大庭区議の発言について

- (1) 回答書では、「偽装した書類を行政に提出」「地面師のような手法で家を建てた」などの記載は、委員会の質疑において大庭区議が実際に行った発言に基づくものであることを根拠に、「質疑の状況を報じた」ものと述べられております。
- (2) 2025年10月14日付でFRIDAYデジタルで配信されました本件記事では、タイトルにおいて「地面師のような手法で家を建てた」と断定した表現で記載をし、本文においても「今、はやりの言葉でいえば地面師のような手法で家を建てていないのか」9月30日、決算特別委員会の総括質疑で大庭正明区議が保坂展人区長（69）にそう問い合わせた。」と断定した表現で記載がされています。
- (3) しかしながら、大庭区議は、2025年11月28日令和7年第4回定期会3日目の一般質問において、9月30日の決算特別委員会の質疑における自らの発言について「保坂区長は（中略）決算審議の中で私が他人の土地を自分の土地のように見せかけて建築確認を取った、いわゆる地面師のような行為だと断定的に述べたかのように発言されました。」「私の実際の発言は、今流行りの言葉で言えば、地面師のように人の土地を勝手に敷地に入れて、家を建てているのではないかと思われるんですよと、あくまで疑義として述べたもので、「と思われるんですよ」で終わっています。」

と述べ、貴社が根拠とする発言の発言者である大庭区議自ら、「地面師」との表現について、疑義として述べたもので断定ではないとしています。

(4) したがって、貴社が根拠とする「大庭区議が実際に行った発言」そのものが貴社の主張と異なることは、発言者自身が述べるところであり、貴社の回答には理由がありません。

## 2 「地面師」との記載は名誉毀損であることについて

2025年10月15日付抗議書及び2025年10月20日付通知書でも御通知しております通り、地面師とは、一般に、第三者の土地の所有者を装って土地を売却し、買主から代金を詐取する人を意味するものであり、読者に対し、私が第三者の土地の所有者を装って土地を売却し、買主から代金を詐取したとの印象を与えるものであり、私の名誉を毀損するものです。

## 3 前提事実に誤認があることについて

本件記事は、実際に私が借りた土地とは別の隣地の土地を私が自宅として申請したとの誤った事実に基づき記載をするものであり、本件記事の前提事実に誤りがあることもすでに述べた通りです。

## 4 自宅建築物の適法性について

回答書では、「貴殿の自宅建物の適法性について十分な根拠が示されたとは判断できません」と主張されておりますが、この度、設計事務所に依頼し、建築確認申請時の図面と突き合わせて、現状の自宅敷地及び建築物について計測を実施し、設計事務所からは、確認の結果、自宅の建築物について、建ぺい率及び容積率ともに許容面積内であるとの報告を受けております。

## 5 結語

回答書で貴社は、当方からの回答を全文掲載していることから「公平性の観点からも問題はない」と主張されますが、そもそも本件記事は、実際の大庭区議の発言内容及び前提事実に誤りがあることから、公平以前の問題です。

また、2025年10月15日付抗議書にて明確に事実と異なる記載が

なされていることは通知しておりますので、遅くとも、それ以降、貴社は、事実と異なることを知りながら敢えて掲載を継続しているものと言わざるを得ません。

以上の通り、貴社からの回答書には理由がありませんので、改めて、厳重に抗議いたしますとともに、本件記事が事実誤認に基づくものであることの説明と本件記事の削除を求めます。

以 上